

国税徴収法								
第四十七条第一 が督促	項 第五十五条第三 項	項 第五十五条第二 項第三号	納付受託証書	納付	第五十五条第一 項第一号	第五十五条第一 項	第五十五条第一 項	第五十五条第一 項
が租税条約等の実施に伴う所得税	取立て	任意提供受託証書	任意提供	徴収の猶予	任意提供を	任意提供に使用	の任意提供をする	を納付する

完納しない	をその督促状 督促に	徴収共助実施決定に につき共助実施決定通知書（同条 第二項に規定する共助実施決定通 知書をいう。）	法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律（以下「租税条約 等実施特例法」という。）第十一 条第三項（相手国等の租税の徴収 の共助）の規定による徴収共助実 施決定（以下「徴収共助実施決 定」という。）
同条第十一項各号に規定する事由 に該当しないとき及び同条第八項			

				の規定による決定をしていない
第四十七条第二項	国税の納期限	徴収共助実施決定		
第四十七条第三項	第二次納稅義務者又は保証人	督促	徴収共助実施決定	
付催告書	督促状」とあるのは、「納付催告書」であるが、これは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特別法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは、「が	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特別法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは、「が	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特別法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは、「が	の規定による決定をしていない

第五十九条第一項	
売却代金の残余のうちから	<p>「督促」と、「徵収共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）」とあるのは「その提供催告書」と、「同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供をしない</p>
施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徵収の共助）に規定す	<p>売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徵収の共助）に規定す</p>

第七十九条第一項第一号	第七十九条第二項第一号	一部の納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した	納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した	第七十九条第一項第一号 の規定により共助の終了の決定がされた
第八十四条第一項	一部の取消	一部の納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求の他	一部の任意提供（租税条約等実施特例法第十一条第六項の規定による金銭又は証券の提供をいう。以下同じ。）	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の

				に係る国税が消滅した
				共助) の規定により共助の終了の 決定がされた
第九十条第三項	後段	ときにおいても、また同様 とする	ときは、その訴訟の係属する間 は、当該国税につき滞納処分によ る財産の換価をすることができるな い	に係る国税が消滅した 共助) の規定により共助の終了の 決定がされた
第一百三十八条	が完納された	が納稅	の全額の任意提供がされた	に係る国税が消滅した 共助) の規定により共助の終了の 決定がされた
第一百五十二条	第一項	第一百五十二条第一項	が租税条約等実施特例法第二条第 三号(定義)に規定する相手国等 における納稅	に係る国税が消滅した 共助) の規定により共助の終了の 決定がされた
第一百五十二条	第一項第二号	第一百五十二条第一項第二号	及び最近において納付すべ きこととなる国税の徵収上	に係る国税が消滅した 共助) の規定により共助の終了の 決定がされた
第四十六条第四項	第一項	第四十六条第五項	の徵収上	に係る国税が消滅した 共助) の規定により共助の終了の 決定がされた

## 第一百五十九条第

## 一項

納稅義務があると認められる者が不正に國稅を免かれ、又は國稅の還付を受けたことの嫌疑に基き、國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る國稅の納付すべき額の確定（申

租稅條約等實施特例法第十一条第一項（相手國等の租稅の徵収の共助）に規定する所轄國稅局長等が同条第三項の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徵收職員は、当該保全共助実施決定に係る共助対象外國租稅の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）

告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。

以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちそ

			の徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者
通知に係る保全差押金額 る者	前項の通知 納税義務があると認められる者	保全共助実施決定	四項 第一百五十九条第
保全共助実施決定に係る共助対象	共助対象者		

		外国租税の額
第一百五十九条第七項、第八項及び第十項	納付すべき額の確定	徴収共助実施決定（共助対象外国租税につき租税条約等実施特例法第十二条第八項の規定による徴収の共助の中斷の決定をした場合にあつては、同条第九項の規定による当該決定の取消し）
第一百七一条第一号	督促	租税条約等実施特例法第十二条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定又は督促

<sup>5</sup> 共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行等（強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税の滞納

処分（その例による処分を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付要求及び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第百二十九条（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一条第一項、第十一条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）及び第十八条（調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項（調整法第三十五条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、国税徴収法第百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条第一項（相手国等の

租税の徴収の共助)に規定する共助対象外国租税を除く。)」と、調整法第六条第一項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第十一條第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助対象者(以下「共助対象者」という。)に交付すべき」と、

同条第二項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助対象外国租税(以下「共助対象外国租税」という。)に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十八条第二項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一條第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

6 徹収共助実施決定においては、所轄国税局長等は、共助対象外国租税に係る相手国等のために、当該徹収共助実施決定に係る共助対象外国租税の額に相当する金銭の提供又は証券をもつてする歳入納付に

関する法律（大正五年法律第十号）の規定による納付に準じた証券の提供を受領することができる。

7 所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与する。

8 第一項の規定による共助の要請があつた相手国等から当該要請に係る共助対象外国租税につき租税条約等の規定により当該共助を中断すべき又は中断することができる場合に該当する事実が発生した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、当該共助対象外国租税に係る共助の中止の決定をするものとする。この場合において、所轄国税局長等は当該中止の決定後において当該共助対象外国租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分（交付要求を含む。）をすることができないものとし、徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する国税徴収法第百五十九条の規定に基づき行われたものとみなす。

9 前項の規定による決定がされた後に、同項の相手国等から同項に規定する事実が消滅した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、同項の決定を取り消すものとする。

10 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する国税徴収法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。

11 次のいずれかに該当する場合には、所轄国税局長等は、第一項の規定による共助の終了の決定をするものとする。

一 共助実施決定に係る共助対象外国租税の全額を徴収したとき。

二 租税条約等の相手国等から共助の解除の要請があつたとき。

三 共助対象者につき、国税徴収法第百五十三条第一項各号のいずれかに該当する事実があると認められるとき。

四 第一項各号のいずれかに該当する事実が生じた又は生じていたと認められるとき。

五 租税条約等の規定により我が国が共助の実施を継続する必要がないと認められるとき（第八項の場

合に該当するときを除く。）。

六 共助対象者が死亡したとき。

12 所轄国税局長等は、前項（第六号を除く。）の規定による決定をしたときは、その旨を共助対象者に通知しなければならない。

13 共助対象者は、不服申立て及び訴えにおいて、当該共助対象者に係る共助対象外国租税の存否又は額が当該共助対象外国租税に関する法令に従つているかどうかを主張することができない。

14 第五項に規定する場合における調整法第六条及び第十八条の規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の次に次の二条を加える。

（国税の徵収の共助）

第十一条の二 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徵収の共助又は徵収のための財産の保全の共助の対象となる我が国の租税債権に限る。以下この条において「共助対象国税」という。）の徵収の共助又は徵収のた

めの財産の保全の共助を要請した場合において、当該相手国等の行つた行為（当該相手国等の法令により当該相手国等の租税の徵収を目的とする当該相手国等の権利の時効が中断し、若しくは進行しないこととなるもの又は国税通則法第七十二条第三項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定若しくは国税通則法第七十三条の規定により国税の徵収を目的とする我が国の権利（以下この項において「国税の徵収権」という。）の時効が中断し、若しくは進行しないこととなるものに相当するものに限る。）により当該租税条約等の規定に基づき国税の徵収権の時効が中断し、又は進行しないこととなるときは、当該共助対象国税に係る国税の徵収権の時効は、同条の規定により中断し、又は進行しないものとみなす。

2 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徵収の共助を要請した共助対象国税を当該相手国等が徵収した場合には、当該徵収の時に、当該徵収した金額（当該相手国等が当該共助対象国税を外国通貨で徵収した場合には、当該徵収の時における当該相手国等の為替相場で本邦通貨に換算した金額）に相当する共助対象国税を、当該共助対象国税の滞納者から徵収したものとみなす。

3 前項の場合において、共助対象国税のうちに国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及び

利子税又は延滞税が含まれているときは、前項の規定により徴収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、そのみなされた金額は、まず当該国税として徴収されたものとみなす。

4 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税（消費税に係るものに限る。以下この項において同じ。）の徴収の共助を要請した場合において、当該相手国等が当該共助対象国税の全部又は一部を徴収したときにおける当該共助対象国税に係る消費税額を課税標準として課する地方消費税に対する地方税法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の百三第二項	貨物割及び消費税の額
第二項において同じ。）の相手国等（同法第二条	貨物割の額及び消費税の額（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条第二号に掲げる租税条約等をいう。次条第一項及び附則第九条の六

附則第九条の六第二項	第七十二条の百六第三項	第七十二条の百四第一項	第七十二条の百四第一項	第七十二条の百四第一項
譲渡割及び消費税の額	金 延滞税等及び還付加算 金	前二項	相当する額	第三号に掲げる相手国等をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）が共助対象国税（同法第十一条の二第一項に規定する共助対象国税をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）として徴収した額を控除した金額）
譲渡割の額及び消費税の額（租税条約等の相手国	還付加算金	前項	相当する額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した消費税に係る還付金に相当する額を控除した金額）	第三号に掲げる相手国等をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）が共助対象国税（同法第十一条の二第一項に規定する共助対象国税をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）として徴収した額を控除した金額）

等が共助対象国税として徴収した額を控除した金額)

附則第九条の九第三項	
前二項	前項
延滞税等及び還付加算金	還付加算金
金	

(送達の共助)

第十一条の三 税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達の共助の要請があつた場合には、国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する。

2 税務署長その他の行政機関の長は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法に定めるほか、当該租税条約等の規定に従つて、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に嘱託して送達を行うことができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

三 第十一条第四項において準用する国税徵収法第百四十二条の規定による徵収職員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 第十一条第四項において準用する国税徵収法第百四十二条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者は  
第十三条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「同項」を「當該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第二項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徵収法の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徵収法の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、一

年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第八条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）

第三章 国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）

第四章 雜則（第七条・第八条）

第五章 罰則（第九条—第十一條）

附則

第一章 総則

第二条に次の五号を加える。

七　国外財産　国外にある財産をいう。

八　修正申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を  
いう。

九　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十一　決定　国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

第八条第一項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第三号中「第五条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同

条第四号中「第五条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の

一条を加える。

第十条　国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

## 第五章 罰則

第五条第一項中「第七条第四号」を「次項及び第九条第四号」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国外送金等調書」の下に「又は国外財産調書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外財産調書を提出する義務がある者（当該国外財産調書を提出する義務があると認められる

者を含む。）に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第五条を第七条とする。

第四条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 国外財産に係る調書の提出等

（国外財産調書の提出）

第五条 居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。）は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、その年の翌年の三月十五日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第四十二号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一 その年分の所得税の納税義務がある者 その者の所得税の納税地

二 前号に掲げる者以外の者 その者の住所地（国内に住所がないときは、居所地）

2 前項の規定の適用がある場合における国外財産に係る所得税法第二百三十二条第一項に規定する明細書に記載すべき事項については、同項の規定にかかわらず、当該明細書への記載を要しないものとする。

3 前項に定めるもののほか、国外財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）

第六条 国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税（以下この条において「国外財産に係る所得税」という。）又は国外財産に対する相続税に關し修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この条において「修正申告等」という。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、提出期限（前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。）内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産